

## 平成25年度 第2回 福島県環境影響評価審査会議事概要

### 1 日 時

平成25年8月8日(木) 午後1時30分開会 午後2時10分閉会

### 2 場 所

県庁本庁舎3階 総務委員会室

### 3 議 事

- (1) エム・セテック(株)相馬工場内発電所新設計画に係る環境影響評価準備書について
- (2) 報告事項
- (3) その他

### 4 出席者等

- (1) 環境影響評価審査会 7名
- (2) 事務局 7名
- (3) 傍聴者 3名

### 5 議事概要

- (1) エム・セテック(株)相馬工場内発電所新設計画に係る環境影響評価準備書について

事務局から、審査会委員や庁内関係各課からの意見を踏まえて作成した知事意見案について資料に基づき説明し、知事意見案については了承された。

質疑応答の要旨については、以下のとおり。

#### 【議長】

窒素、リンについてですが、排出水の流入先が、(富栄養化の問題が発生する)閉鎖性海域ではないということだが、ちょっとした湾になっているのではないか。

#### 【事務局】

湾の形状をなしておりません。

#### 【議長】

湾の形状ではないということですね。分かりました。

#### 【委員】

資料1-2のp5、4、No8における事業者の見解で、発電所の建屋等の色彩は

エム・セテック（株）相馬工場の既存建屋等の景観に調和したものとある。これは準備書本編の p6 の写真にあるように、既存建屋と類似の色調で、今度の新しい建屋を建てれば、その部分は全体として同一色調で調和を乱さないという考え方なんですね。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

風力発電所を海岸部に設置するときは、鳥が当たらないようにどぎつい色に塗ってほしいんです。しかし、その色が景観に合わない困ったなとなるわけですが、逆に周りの景観がどぎつい色であれば、風力発電所がどぎつい色で良いのかということではない。景観上の調和とは、そういうことです。